

高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務委託
公募型プロポーザル評価要領

1 評価の位置付け

本要領は、高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、「高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務公募型プロポーザル実施要領」（以下、「本実施要領」という。）などの関係書類を基本としたうえで、提案書の内容やプレゼンテーション等による評価点の算出方法並びに受注候補者及び次点候補者の選定方法を示すものである。

2 評価方法及び受注候補者等の選定

- (1) 1次審査及び2次審査の二段階方式により、受注候補者等を選定する。
- (2) 1次審査は、参加表明書等（様式第1～5号）の提出書類を基に参加者の書類審査（客観評価）を行い、点数上位者から5者程度を選定し、2次審査への参加を要請する。
- (3) 2次審査は、1次審査で選定された参加者から提出された提案書等（様式第10～11号、企画提案書、参考資料）について、非公開によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、その内容を踏まえて高島町新庁舎ネットワーク設計構築業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審議を経て、受注候補者及び次点候補者を選定する。
- (4) 各評価の配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考
1次審査	40点	客観的評価
2次審査	160点	各委員評価点の平均点

- (5) 1次審査の評価点は、2次審査に加算するものとする。
- (6) 2次審査終了後、評価点により順位を付け、審査委員会においてこれを勘案した上で審議し、受注候補者及び次点候補者を選定する。

3 1次審査

1次審査は書類審査とし、客観評価を行う。評価項目及び評価基準の詳細は以下のとおりとする。

【合計 40 点】

評価項目	評価基準	配点
(1) 構築実績の評価	過去 10 年間の構築実績の件数（5 件まで）	25
(2) 実施体制	有資格者数及び実務経験者数	15
		40

(1) 構築実績の評価（最大 25 点）

同等規模又はそれ以上の規模で、地方公共団体又は企業のネットワーク構築実績数に応じた配点にて評価する。（様式第 4 号）

業務実績	評価基準
構築実績件数	地方公共団体の構築実績が 1 件につき 5 点
	企業の構築実績が 1 件につき 3 点

※ネットワーク構築に係る基本計画策定等の業務は、構築実績とみなさない。

(2) 実施体制（最大 15 点）

ICT に係る有資格者数及び実務経験者数について評価する。（様式第 5 号）JV として参加の場合は、代表構成員を含む構成員それぞれの有資格者数及び実務経験者数について評価する。

評価項目	分類	評価点
資格あり	・ 高度情報処理技術者 ・ 情報処理安全確保支援士	一人につき 3 点
	・ 応用情報技術者	一人につき 2 点
	・ 基本情報技術者 ・ 情報セキュリティマネジメント	一人につき 1 点
資格なし	実務経験 10 年以上	一人につき 1 点

※上記資格はすべて「情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）」第 29 の規定に基づく国家試験の合格者及び資格保有者を指す。上記資格以外に関しても、同様レベルの資格であれば、評価対象とする。

4 2次審査

参加企業より提出された提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施した後、次の項目について評価する。【合計 160 点】

(1) 提案書等（最大 120 点）

提案書等の評価については、提案された内容が具体的に適切なものであり、仕様書に配慮した提案がなされているか、提案の的確性、独創性、実現性について評価する。評価項目、評価の着眼点及び配点は、以下のとおりとする。

<提案書等>

評価の着眼点	配点
【現行ネットワーク調査】 ・既存ネットワークの調査方法は適切であるか。 ・発注者の負担が大きくなるか。	20
【設計業務】 ・提案するネットワークは当町の移行に沿ったものであるか。 ・行政サービスの向上、職員事務の効率化につながる提案となっているか。 ・高度なセキュリティ対策が講じられているか。 ・他自治体等の導入実績を踏まえた提案となっているか。 ・特定のベンダを前提とした構成となっていないか。	50
【構築・移行業務】 ・全体のスケジュールが適切であるか。 ・発注者や現行保守事業者と積極的に協力・調整を行えるか。 ・業務影響の最小化と適切なスケジュールが考慮された移行計画となっているか。	25
【保守・運用業務】 ・適切な保守内容、体制となっているか。 ・当町の障害発生時に、迅速にサポートできる保守提案となっているか。 ・監視システムを利用して、職員側で障害早期発見、障害切り分けのサポートができる内容となっているか。	25

※評価基準：的確性（業務内容との整合性、理解度）

独創性（工学的な知見による新たな視点や工夫による効果等）

実現性（理論的な裏付けに基づく説得力等）

(2) 提案価格（最大 40 点）

見積書についても評価する。

評価項目、評価基準及び配点は、以下のとおりとする。

<設計・構築価格>

評価項目	評価基準	配点
見積書（設計・構築分）	・見積金額について、金額の低い順に評価する。	20

<運用・保守価格>

評価項目	評価基準	配点
見積書（運用・保守分）	・見積金額について、金額の低い順に評価する。	20

(3) 採点

プレゼンテーション及びヒアリングの終了後に、各委員が以下の評価水準に基づき評価を行う。評価項目ごとに、配点に対して評価係数を乗じて算出する。見積書については、以下の採点基準に基づき採点する。

評価項目	評価水準	評価係数
提案書等	A:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が極めて優れている	1.0
	B:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が優れている	0.8
	C:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が十分である	0.6
	D:具体的な提案の的確性・独創性・実現性がやや十分である	0.4
	E:具体的な提案の的確性・独創性・実現性が不十分である	0.2

評価項目	採点基準
見積書 (設計・構築分)	提出された見積金額により、次の算定式により点数化し評価する。(少数点第2位以下を切り捨てとする。) 見積書の評価点 = $20 \times \text{最低提案見積価格} \div \text{提案見積価格}$

評価項目	採点基準
見積書 (運用・保守分)	提出された見積金額により、次の算定式により点数化し評価する。(少数点第2位以下を切り捨てとする。) 見積書の評価点 = $20 \times \text{最低提案見積価格} \div \text{提案見積価格}$